

証券コード：4750
平成27年6月24日

株 主 各 位

大阪市中央区南本町2丁目6番12号
株 式 会 社 ダ イ サ ン
代表取締役社長 藤 田 武 敏

第41期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第41期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年7月8日（水曜日）当社営業時間終了の時（午後6時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年7月9日（木曜日）午前11時
(受付開始は午前10時30分)
2. 場 所 大阪市中央区難波5丁目1番60号
スイスホテル南海大阪 8階「白鳥」の間
(末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第41期（平成26年4月21日から平成27年4月20日まで）事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給の件

以 上

▶当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

▶なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.daisan-g.co.jp>）に掲載させていただきます。

▶また、株主総会終了後に、当社設立40周年を記念いたしまして「その歩み」の上映を予定しておりますので、ぜひご参加くださいますよう、あわせてお願い申し上げます。

▶当日は、「COOL BIZ（クールビズ）」にてご対応いたします。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年 4 月21日から
平成27年 4 月20日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府による経済金融政策の影響もあり、一部で持ち直しの動きが見られるものの、消費税増税による影響から個人消費は低調に推移いたしました。

当社に関連の深い住宅業界におきましては、消費増税による駆け込み需要の反動減の影響が大きく、住宅着工戸数は、地域差はありながらも、前期と比較し減少傾向が続きました。

こうした状況の中、当社の施工サービス事業では、大手住宅メーカーの受注量増加を目論み、営業活動を強化したこと、国の政策的な関与もあり、市場が拡大しつつあるリフォーム向け足場の施工品質を高め、物件の獲得に力を入れたことなどから、前年同期と比べ、売上高は微増となりましたが、売上総利益は、ほぼ横ばいとなりました。

一方、製商品販売事業では、前期増税前の販売量が大きく、特に当事業年度からの前倒しによる購入の影響が予想以上に長引いたことから、売上高、売上総利益とも、前年同期比で大きく減少いたしました。

以上の結果、当事業年度における売上高は7,751百万円（前年同期比13.6%減）となりました。利益につきましては、営業利益869百万円（同42.4%減）、経常利益895百万円（同42.5%減）となり、当期純利益は565百万円（同39.9%減）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は、23百万円であります。その主なものは、金型購入に伴う費用9百万円、千葉サービスセンターの開設に伴う費用5百万円であります。

また、上記の他、施工サービス事業において、賃貸用仮設材604百万円を投入しております。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第38期 (平成24年4月期)	第39期 (平成25年4月期)	第40期 (平成26年4月期)	第41期 (当事業年度) (平成27年4月期)
売上高(百万円)	7,735	7,478	8,976	7,751
経常利益(百万円)	580	766	1,559	895
当期純利益(百万円)	397	455	941	565
1株当たり当期純利益 (円)	52.49	60.19	124.43	74.79
総資産(百万円)	7,235	7,932	9,643	9,107
純資産(百万円)	4,975	5,471	6,680	7,131

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除）に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社事業におきましては、足場施工サービス・足場部材を拡販し、シェア向上を図るため、営業基盤の強化、施工力の強化、商品力の強化を中心に取り組んでおります。

具体的な取り組みとして、施工サービス事業においては、大手ハウスメーカーとの関係強化や社内検定、資格制度の推進による施工技術の向上と魅力ある施工スタッフ制度の拡充など、製商品販売事業においては、施工サービス事業との情報共有による商品開発、新たな販売チャネルの開拓などを実施しており、今後とも経営品質の向上に努め、売上高、利益を適正に確保してまいります。

(5) 主要な事業内容（平成27年4月20日現在）

当社は、ビケ足場施工サービス事業、製商品販売事業および外装施工サービス事業を行っておりますが、各事業の内容は以下のとおりであります。

① ビケ足場施工サービス事業

クサビ式足場「ビケ足場」の施工サービス

② 製商品販売事業

建築金物・仮設機材の製造・販売（ビケ部材の他、中高層建築や橋梁などで使用される一般仮設材）

③ 外装施工サービス事業

外装・住設機器の販売・施工サービス

(6) 主要な営業所および工場（平成27年4月20日現在）

（名 称）	（所 在 地）	（名 称）	（所 在 地）
本 社	大 阪 市 中 央 区	広島サービスセンター	広 島 市 安 佐 南 区
堺 工 場	堺 市 中 区	広島東サービスセンター	広 島 県 東 広 島 市
商 品 セ ン タ ー	堺 市 中 区	山口東サービスセンター	山 口 県 岩 国 市
東 京 支 店	東 京 都 中 央 区	岡山サービスセンター	岡 山 県 倉 敷 市
九 州 支 店	福 岡 県 古 賀 市	福岡サービスセンター	福 岡 県 古 賀 市
埼玉サービスセンター	埼 玉 県 狭 山 市	福岡西サービスセンター	福 岡 県 糸 島 市
神奈川サービスセンター	相 模 原 市 南 区	福岡東サービスセンター	福岡県京都郡みやこ町
東京サービスセンター	東 京 都 武 蔵 村 山 市	北九州サービスセンター	北 九 州 市 八 幡 西 区
横浜サービスセンター	横 浜 市 金 沢 区	山口サービスセンター	山 口 県 下 関 市
埼玉東サービスセンター	埼 玉 県 草 加 市	熊本サービスセンター	熊 本 市 東 区
千葉サービスセンター	千 葉 県 印 西 市	熊本北サービスセンター	熊本県玉名郡南関町
滋賀サービスセンター	滋 賀 県 草 津 市	福岡南サービスセンター	福 岡 県 久 留 米 市
京都サービスセンター	京 都 府 亀 岡 市	大分サービスセンター	大 分 県 大 分 市
愛知サービスセンター	愛 知 県 弥 富 市	大阪整備工場	堺 市 中 区
大阪サービスセンター	堺 市 中 区	神戸北整備工場	神 戸 市 北 区
大阪北サービスセンター	大 阪 府 枚 方 市	福岡南整備工場	福 岡 県 久 留 米 市
兵庫サービスセンター	兵 庫 県 加 古 川 市	福岡東整備工場	福岡県京都郡みやこ町
神戸北サービスセンター	神 戸 市 北 区	埼玉整備工場	埼 玉 県 狭 山 市

(7) 従業員の状況（平成27年4月20日現在）

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
393名(119名)	22名増(7名増)	33.8歳	8.5年

(注) 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員・常用パート・外国人技能実習生を含む。）は（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先（平成27年4月20日現在）

借 入 先	借 入 額
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	8,700千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成27年4月20日現在）

- (1) 発行可能株式総数 26,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 7,618,000株（自己株式 52,110株を含む）
- (3) 株主数 1,434名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
三浦基和	1,248,000株	16.50%
エスアールジータカミヤ株式会社	1,061,000	14.02
有限会社和顔	424,000	5.60
ダイサン取引先持株会	397,800	5.26
大原春子	343,200	4.54
金沢昭枝	275,200	3.64
三浦民子	268,300	3.55
ダイサン従業員持株会	235,760	3.12
大阪中小企業投資育成株式会社	200,000	2.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	150,800	1.99

（注） 持株比率は自己株式（52,110株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役および監査役の状況（平成27年4月20日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	三 浦 基 和	
代 表 取 締 役 社 長	藤 田 武 敏	
常 務 取 締 役	岡 光 正 範	
取 締 役	木 川 守 永	製造部部長 兼 製品開発部部長
取 締 役	石 川 勝 久	仮設営業部部長
常 勤 監 査 役	森 義 明	
監 査 役	裴 薫	弁護士法人オルビス代表社員
監 査 役	石 光 仁	公認会計士税理士石光仁事務所所長

- (注) 1. 監査役裴 薫氏および監査役石 光仁氏は社外監査役であります。
 2. 監査役裴 薫氏および監査役石 光仁氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 ・監査役裴 薫氏は、会計士補の資格を有しております。
 ・監査役石 光仁氏は、公認会計士の資格を有しております。
 3. 当社は監査役裴 薫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 当事業年度中における取締役の地位および担当を以下のとおり変更しております。

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
岡 光 正 範	取締役 首都圏エリア統括部長	常務取締役 首都圏エリア統括部長	平成26年6月3日
木 川 守 永	取締役 製造部部長	取締役 製造部部長 兼 製品開発部部長	平成26年6月3日
岡 光 正 範	常務取締役 首都圏エリア統括部長	常務取締役	平成26年10月1日
上 村 信太郎	取締役 福岡・中九州エリア統括部長	取締役 中九州エリア長	平成26年10月1日
上 村 信太郎	取締役 中九州エリア長	取締役	平成27年1月19日
三 浦 基 和	代表取締役社長	代表取締役会長	平成27年4月1日
藤 田 武 敏	専務取締役 施工営業本部長	代表取締役社長	平成27年4月1日

5. 平成27年4月20日付をもって、取締役上村 信太郎氏は辞任により退任いたしました。

(2) 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	103,927千円 (1千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	10,242千円 (3,792千円)
合 計 (うち社外役員)	9名 (2名)	114,169千円 (3,792千円)

(注) 1. 平成13年7月18日開催の定時株主総会の決議による役員報酬限度額は、取締役分が年額120,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査役分が年額15,000千円以内であります。

2. 上記報酬等の額には、役員退職慰労引当金の当期増加額（取締役6名8,850千円、監査役1名（社外は含まず）650千円）が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・ 監査役 裴 薫氏は、弁護士法人オルビスの代表社員であります。当社は弁護士法人オルビスとの間には特別な関係はありません。
 - ・ 監査役 石 光仁氏は、公認会計士税理士石光仁事務所の所長であります。当社は公認会計士税理士石光仁事務所との間に税務顧問等の契約関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
監 査 役 裴 薫	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席し、監査役会4回の全てに出席いたしました。弁護士という専門的見地から、取締役の業務執行に対して適宜質問をすると共に、必要に応じ社外の立場から意見や提言を述べております。
監 査 役 石 光 仁	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、監査役会4回の全てに出席いたしました。公認会計士という専門的見地から、財務報告に対して適宜質問をすると共に、必要に応じ社外の立場から意見や提言を述べております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(4) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、適切な候補者が見つからなかったこともあり、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実に繋げるためにも、本定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行も含め、社外取締役の選任を上程しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(注) 太陽 A S G 有限責任監査法人は、平成26年10月 1 日付をもって名称を変更し、太陽有限責任監査法人となりました。

(2) 報酬等の額

	支払額
・ 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	13,000千円
・ 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役・従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、『社是』『企業理念』『経営方針』『品質方針』『安全衛生管理方針』に関し、代表取締役がその精神を、役職者はじめ全従業員に継続的に伝達することにより、法令遵守と社会倫理の遵守、および清廉潔白、公明正大が企業活動の原点であることを周知徹底します。

代表取締役は、企業がその事業活動に対して求められている社会的要請を実現するための体制をコンプライアンス体制と位置付け、経営企画室をコンプライアンス全体に関する総括部署としコンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたります。

監査役および内部監査室は連携し、コンプライアンス体制の調査、法令および定款上の問題の有無を調査し、監理委員会を通じて取締役会に報告します。取締役会は、適宜コンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努めます。

また、当社は、従業員が法令もしくは定款上疑義のある行為等を通知し、それを告発しても、当該従業員に不利益な扱いを行わない旨等を規定した制定済みの「企業倫理規程」の周知徹底に取り組んでおります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理についての総括部署を経営企画室とし、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理は、「文書管理規程」および「IT管理規程」に定め、当該情報を文書または電磁的媒体に記録し、整理・保存します。

監査役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告します。「文書管理規程」および「IT管理規程」は、必要に応じて適宜見直し改善を図るものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的なリスクを総括的に管理する部門は経営企画室とし、各部門においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを制定し、部門毎のリスク管理体制を確立します。カテゴリー毎のリスクを体系的に管理するため、既存の「経理規程」「与信債権管理規程」「安全衛生管理規程」「固定資産管理規程」「事業所管理規程」「非常災害対策規程」等に加え必要に応じて「リスク管理規程」を新たに制定します。

監査役および内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を監理委員会を通じて取締役会に報告します。取締役会は適宜リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営企画室は、中期経営計画および年次経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督します。各部門担当取締役・執行役員・部長・リーダーは、経営計画および「組織関連規程」に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策および効率的な業務遂行体制を決定します。経営企画室はその遂行状況を、各部門担当取締役・執行役員・部長・リーダーに取締役会・経営会議・その他部門会議等において定期的に報告させ、施策および効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図っていきます。

また「組織関連規程（組織規程・職務権限規程等）」は、必要に応じて適宜見直し改善を図るものとします。

⑤ 企業集団における適切な業務の適正を確保するための体制

代表取締役は、①で述べた「コンプライアンス全体に関する総括部署」の他に、各部門の部長・リーダーをコンプライアンス推進責任者として任命し、グループ全体のコンプライアンスを推進できる体制とします。

また、施工・営業・製造部門の担当取締役・執行役員は、既存の「外注管理規程」「サービスマン管理規程」等に基づき、グループにおける適切な業務の適正を確保させます。

監査役および内部監査室は、グループにおける適切な業務の適正が確保されているかを監査し、取締役会、監理委員会に報告します。

取締役会は、グループにおける適切な業務の適正を確保するための体制について適宜見直し、問題点の把握と改善に努めます。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制ならびにその従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、内部監査室員および内部統制委員会委員を、監査役を補助すべき従業員として指名することができます。

- ⑦ 監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役および従業員は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項および不正行為や重要な法令・定款違反行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、経営会議および各委員会ならびに各部門会議等その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準およびその変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令・定款および「監査役会規程」「監査役監査基準」等社内規程に基づき監査役に報告するものとします。

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会およびその他重要会議に出席すると共に、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および従業員に説明を求めることとします。

また、「監査役会規程」「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保すると共に、監査役は内部監査室および会計監査人と情報の交換を行うなど連携を保ちながら自らの監査成果の達成を図ります。

- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するために、「内部統制運用規程」を制定すると共に、「内部統制委員会」を設置して、内部統制の確実な運用と継続的改善を図ります。

- ⑨ 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方とその整備状況

当社は、市民社会の秩序や健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力や団体に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します。

また、反社会的勢力による不当要求等への対応を所管する部署を経営企画室と定め、事案発生時の報告および対応に係る規程等の整備を行うと共に、警察等関連機関との情報交換および連携を図っていきます。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、業績が景気変動の影響を大きく受ける中で、株主の皆様への利益還元と業績を拡大していくための内部留保とのバランスを考慮し、適切な配当を行う事を基本方針としております。

また、内部留保金につきましては、業界環境の厳しい中、継続的な業績の伸張を図るため、事業拡大と経営基盤の強化に重点的な投資をしてまいります。

このような方針の中で、当事業年度（平成27年4月期）は期末15円（うち設立40周年記念配当2円）の1株当たり年間配当金28円となります。

貸借対照表

(平成27年4月20日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	[5,043,059]	【流動負債】	[1,412,930]
現金及び預金	1,384,535	支払手形	278,328
受取手形	161,813	買掛金	334,383
電子記録債権	238,202	1年内返済長期借入金	8,700
掛 証	1,122,697	1年内償還社債	80,000
有価証券	500,342	未払金	110,978
商製品	38,389	未払法人税等	14,820
製 品	235,710	未払消費税等	103,474
仕 材	67,501	未払費用	181,457
原 材	77,942	賞与引当金	151,714
貯 蔵 品	3,834	その他の流動負債	149,073
貸 用 仮 設 材	1,063,214	【固定負債】	[562,695]
繰延税金資産	81,697	社 債	60,000
短期貸付金	4,404	繰延税金負債	343,686
未収入金	40,706	役員退職慰労引当金	105,400
その他の流動資産	26,567	資産除去債務	53,608
貸倒引当金	△4,499	負 債 合 計	1,975,625
【固定資産】	[4,064,034]	純 資 産 の 部	[6,418,829]
(有形固定資産)	(1,784,800)	【株 主 資 本】	[566,760]
建物	246,837	(資 本 金)	(566,760)
構築物	28,921	(資 本 剰 余 金)	(649,860)
機械及び装置	11,853	資 本 準 備 金	649,860
車両及び運搬具	0	(利 益 剰 余 金)	(5,217,239)
工具器具及び備品	47,592	利 益 準 備 金	49,795
土地	1,449,594	その他利益剰余金	5,167,443
(無形固定資産)	(48,164)	別 途 積 立 金	3,328,000
電話加入権	5,897	繰越利益剰余金	1,839,443
ソフトウェア	42,267	(自 己 株 式)	(△15,029)
(投資その他の資産)	(2,231,069)	【評価・換算差額等】	[712,639]
投資有価証券	1,804,360	(その他有価証券評価差額金)	(712,639)
更生債権等	8,873	純 資 産 合 計	7,131,468
長期預金	100,000	負 債 ・ 純 資 産 合 計	9,107,093
保険積立金	103,589		
差入保証金	175,238		
その他の投資	51,571		
貸倒引当金	△12,563		
資 産 合 計	9,107,093		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成26年 4 月21日から
平成27年 4 月20日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		
施工売上高	6,183,722	
製商品売上高	1,465,690	
その他売上収入	102,580	7,751,993
売 上 原 価		
施工売上原価	4,401,544	
製商品売上原価	926,146	
その他売上原価	34,125	5,361,816
売 上 総 利 益		2,390,177
販売費及び一般管理費		1,520,453
営 業 利 益		869,723
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	22,334	
受取手数料	935	
受取賃貸料	3,362	
受取保険金等	338	
その他の営業外収益	10,539	37,511
営 業 外 費 用		
支払利息	262	
社債利息	1,420	
支払保証料	1,072	
減価償却費	2,505	
その他の営業外費用	5,984	11,244
経 常 利 益		895,990
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	6,841	6,841
特 別 損 失		
固定資産除売却損	1,021	1,021
税 引 前 当 期 純 利 益		901,810
法人税、住民税及び事業税	281,000	
法人税等調整額	54,959	335,959
当 期 純 利 益		565,850

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年 4 月21日から
平成27年 4 月20日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株主資本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金 合 計		
					別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	566,760	649,860	649,860	49,795	3,328,000	1,493,004	4,870,799	△15,029	6,072,389
事業年度中の変動額									
剰余金の配当(注1)						△219,410	△219,410		△219,410
当 期 純 利 益						565,850	565,850		565,850
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	346,439	346,439	－	346,439
当 期 末 残 高	566,760	649,860	649,860	49,795	3,328,000	1,839,443	5,217,239	△15,029	6,418,829

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	608,050	608,050	6,680,439
事業年度中の変動額			
剰余金の配当(注1)			△219,410
当 期 純 利 益			565,850
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	104,589	104,589	104,589
事業年度中の変動額合計	104,589	104,589	451,028
当 期 末 残 高	712,639	712,639	7,131,468

(注) 1. 平成26年7月の定時株主総会における剰余金処分項目 121,054千円および平成26年12月に実施しました中間配当 98,356千円であります。

2. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法による定額法

その他有価証券 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・原材料

移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

製品・仕掛品

総平均法による原価法 (貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品

先入先出法による原価法 (貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(3) 賃貸用仮設材の評価基準及び評価方法

購入年度別の総平均法による原価法に基づく取得価額から使用可能期間で均等償却した減耗費を控除する方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～38年

構築物 10～15年

機械及び装置 2～10年

(2) 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類の作成の基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜き方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建物	13,214千円
土地	408,289千円
計	421,504千円
上記に対応する債務	－千円

2. 有形固定資産の項目別減価償却累計額

建物	522,898千円
構築物	280,271千円
機械及び装置	632,899千円
車両及び運搬具	354千円
工具器具及び備品	245,531千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数 7,618,000株 (普通株式)
2. 自己株式の総数 52,110株 (普通株式)
3. 剰余金の配当
- (1) 配当支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
平成26年7月10日 定時株主総会	普通株式	121,054千円	16.00円	平成26年4月20日	平成26年7月11日
平成26年11月7日 取締役会	普通株式	98,356千円	13.00円	平成26年10月20日	平成26年12月29日

- (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
平成27年6月2日の取締役会において、次のとおり決議されております。

- ・配当金の総額 113,488千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たりの配当額 15.00円
- ・基準日 平成27年4月20日
- ・効力発生日 平成27年6月25日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動の部)

繰延税金資産	
賞与引当金	50,156千円
未払社会保険料	13,765千円
前払費用	4,879千円
役員退職慰労引当金	4,859千円
棚卸資産評価損	3,638千円
未払金	1,302千円
貸倒引当金	1,248千円
未払事業税	1,199千円
その他	1,232千円
繰延税金資産合計	82,283千円
繰延税金負債	
特定退職金共済拠出金前払	△585千円
繰延税金負債合計	△585千円
繰延税金資産の純額	81,697千円

(固定の部)

繰延税金資産	
減損損失	99,376千円
役員退職慰労引当金	29,259千円
資産除去債務	17,294千円
借地権	5,380千円
貸倒引当金	3,370千円
ゴルフ会員権評価損	1,613千円
その他	701千円
評価性引当金	△156,995千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	
有価証券評価差額金	△339,382千円
資産除去債務（固定資産計上）	△4,304千円
繰延税金負債合計	△343,686千円
繰延税金負債の純額	△343,686千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主な項目別内訳

法定実効税率	35.6%
(調整)	
住民税等均等割	2.4%
交際費	0.7%
税率変更による影響	0.7%
役員賞与	0.5%
特別控除による影響(所得拡大促進税制)	△2.1%
その他	△0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>37.3%</u>

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年4月21日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月21日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の残高が6,375千円、繰延税金負債の残高が36,009千円減少し、法人税等調整額が5,924千円、その他有価証券評価差額金が35,558千円増加しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については投機的な投資は行わない方針であり、低リスクの金融商品に限定しております。また、資産調達については銀行等金融機関からの借入や社債発行によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券については、市場価格の変動リスクや発行体の信用リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財政状況等の把握を行っております。

長期預金は、期限前解約特約付預金（コーラブル預金）であり、期限前解約権は銀行のみが保有しており、当社から解約を行う場合、これに付帯するデリバティブ部分に損失が生じる可能性があります。必要な運転資金及び設備投資資金は手元に確保しており、満期日まで継続して預金として保有する予定であります。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債の用途は運転資金及び設備投資資金であり、金利の変動リスクに晒されておりますが、固定金利による借入及び発行を実施し、リスクの低減を図っております。

また、支払手形、買掛金、借入金及び社債は、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年4月20日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現 金 及 び 預 金	1,384,535	1,384,535	－
(2) 受 取 手 形	161,813	161,813	－
(3) 電 子 記 録 債 権	238,202	238,202	－
(4) 売 掛 金	1,122,697	1,122,697	－
有価証券及び投資有価証券			
(5) ①満期保有目的の債券	298,143	295,300	△2,842
②その他有価証券	2,006,558	2,006,558	－
(6) 長 期 預 金	100,000	99,127	△872
資 産 計	5,311,950	5,308,235	△3,715
(1) 支 払 手 形	278,328	278,328	－
(2) 買 掛 金	334,383	334,383	－
(3) 社 債	140,000	141,159	1,159
(4) 長 期 借 入 金	8,700	8,676	△23
負 債 計	761,412	762,547	1,135

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)電子記録債権、(4)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は簿価にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(6)長期預金

長期預金の時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1)支払手形、(2)買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は簿価にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)社債

これらの時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算出しております。

なお、1年内償還社債も含めて表示しております。

(4)長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、1年内返済長期借入金も含めて表示しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

(1)名称	有限会社米村建興
(2)議決権等の所有（被所有）割合	なし
(3)関係	役員の近親者が議決権の過半数を所有している会社等
(4)取引の内容	仮設トイレのレンタル
(5)取引金額	12,548千円
(6)取引条件及び取引条件の決定方針	仮設トイレのレンタル料については、当社が他業者からレンタルしている仮設トイレの金額をもとに、交渉により決定しております。
(7)取引により発生した債権債務	買掛金 1,785千円

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	942円58銭
2. 1株当たり当期純利益	74円79銭

(その他の注記)

資産除去債務に関する注記

当社は、事業用土地の所有者との間で締結している不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復義務を有しているため、資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は10年から45年、割引率は0.257%から2.116%を採用しております。

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

(単位:千円)

期首残高	52,358
千葉サービスセンター開設による増加額	678
時の経過による調整額	570
期末残高	53,608

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年6月1日

株 式 会 社 ダ イ サ ン

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任

社 員 公認会計士 森 田 義 ㊞

業務執行社員

指定有限責任

社 員 公認会計士 野 村 利 宏 ㊞

業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイサンの平成26年4月21日から平成27年4月20日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月21日から平成27年4月20日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」

（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年6月2日

株式会社ダイサン監査役会

常 勤 監 査 役 森 義 明 ㊞

社 外 監 査 役 斐 薫 ㊞

社 外 監 査 役 石 光 仁 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

平成26年6月27日公布の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）による改正後の会社法（以下、「改正会社法」といいます。）によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となります。

取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の強化という観点から、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除、取締役や取締役会に係る規定の変更等、所要の変更を行うものであります。

また、改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されます。業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによって、その期待される役割を十分に発揮できるようにするために、所要の変更を行うものであります。

なお、取締役の責任免除に係る定款第31条の変更ににつきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条～第3条（条文省略） （機関） 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2） <u>監査役</u> （3） <u>監査役会</u> （4） <u>会計監査人</u>	第1章 総則 第1条～第3条（現行どおり） （機関） 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （1）取締役会 （2） <u>監査等委員会</u> （削除） （3） <u>会計監査人</u>

現 行 定 款	変 更 案
第5条（条文省略） 第2章 株式 第6条～第11条（条文省略） 第3章 株主総会 第12条～第18条（条文省略） 第4章 取締役および取締役会 （員数） 第19条 当社の取締役は、<u>7名以内とする。</u> （新設） （選任） 第20条 当社の取締役は、株主総会において選任する。 2. （条文省略） 3. （条文省略） （任期） 第21条 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第5条（現行どおり） 第2章 株式 第6条～第11条（現行どおり） 第3章 株主総会 第12条～第18条（現行どおり） 第4章 取締役および取締役会 （員数） 第19条 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、<u>5名以内とする。</u> 2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> （選任） 第20条 当社の取締役は、株主総会において選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役はそれ以外の取締役と区別して選任する。</u> 2. （現行どおり） 3. （現行どおり） （任期） 第21条 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現 行 定 款	変 更 案
(新設) (新設) (代表取締役および役付取締役) 第22条 当会社の取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 (招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</u> (招集の方法) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、これを短縮することができる。	2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (代表取締役および役付取締役) 第22条 当会社の取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 (招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>招集権者および議長は、取締役会の決議により定める。</u> (招集の方法) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、これを短縮することができる。

現 行 定 款	変 更 案
2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 第25条（条文省略） （報酬等） 第26条（条文省略） （新設） 第27条～第28条（条文省略） （取締役会の議事録） 第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令の定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。 第30条（条文省略） （取締役の責任免除） 第31条 <u>当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u>	2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 第25条（現行どおり） （報酬等） 第26条（現行どおり） <u>2. 前項の取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。</u> 第27条～第28条（現行どおり） （取締役会の議事録） 第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令の定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。 第30条（現行どおり） （取締役の責任免除） 第31条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<u>2. 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u>	<u>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる。</u>
第5章 監査役および監査役会	(削除)
第32条～第41条（条文省略）	(削除)
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
(新設)	<u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新設)	<u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第33条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第34条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、当該時点における取締役全員が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）3名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	三浦基和 (昭和24年10月5日生)	昭和49年4月 当社入社 昭和50年12月 当社専務取締役 昭和57年7月 当社代表取締役社長 平成27年4月 当社代表取締役会長（現任）	1,248,000株
2	ふじ 藤田 武敏 (昭和43年11月20日生)	平成5年10月 当社入社 平成12年6月 当社大阪サービスセンター係長 平成13年4月 当社第一営業企画部課長 平成14年4月 当社営業企画部部長 平成15年2月 当社住環境事業部部長 平成15年7月 当社執行役員住環境事業部部長 平成17年10月 当社執行役員住環境事業部リーダー 平成19年7月 当社取締役 平成20年3月 当社営業本部長 平成23年11月 当社施工営業本部長兼近畿・京滋東海エリア統括部長 平成25年10月 当社専務取締役 平成26年2月 当社施工営業本部長 平成27年4月 当社代表取締役社長（現任）	13,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	おか みつ まさ のり 岡 光 正 範 (昭和24年11月26日生)	昭和47年 4 月 ナショナル住宅建材株式会社 (現パナホーム株式会社) 入社 平成 元年 8 月 東京ナショナル都市住宅株式会社 代表取締役専務 平成10年 4 月 神奈川東パナホーム株式会社 代表取締役専務 平成13年 4 月 株式会社ナテックス代表取締役専 務 平成15年 5 月 同社代表取締役社長 平成22年 1 月 当社入社 平成23年 4 月 当社首都圏ブロック統括部長 平成23年 7 月 当社取締役 平成23年 9 月 当社首都圏エリア統括部長 平成26年 6 月 当社常務取締役 (現任)	5,000株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	もり よし あき 森 義 明 (昭和24年8月15日生)	平成元年9月 当社入社 平成3年2月 当社大阪サービスセンター所長 平成6年4月 当社広島サービスセンター所長 平成11年6月 当社内部監査室室長 平成17年7月 当社常勤監査役(現任)	3,000株
2	べゑ ふん 裴 薫 (昭和28年3月30日生)	昭和63年4月 大阪弁護士会弁護士登録 平成2年9月 当社法律顧問 平成5年3月 東亜法律事務所開設 平成9年8月 心斎橋総合法律事務所副所長 平成11年7月 当社監査役(現任) 平成15年2月 オルビス法律事務所開設 (重要な兼職の状況) 弁護士法人オルビス 代表社員	一株
3	せき こう じん 石 光 仁 (昭和32年9月14日生)	昭和60年8月 日本公認会計士協会 公認会計士登録 平成元年7月 石光仁公認会計士事務所開設 平成12年7月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 公認会計士税理士石光仁事務所所長	2,000株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 裴 薫氏と石 光仁氏の両氏は、社外取締役候補者であります。

なお、当社は両氏を一般株主と利益相反のおそれがない高い独立性を有していると判断したため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

3. 裴 薫氏を社外取締役候補者とした理由は、法曹として培われた専門知識とこれまでの経験を有していることから、選任をお願いするものであります。
4. 石 光仁氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士として培われた専門知識とこれまでの経験を有していることから、選任をお願いするものであります。
5. 裴 薫氏および石 光仁氏の両氏が、社外取締役として職務を適切に遂行できると判断した理由は、企業経営を監査する十分な見識を有することや前述の専門的な実務経験などを総合的に勘案したためであります。
6. 当社は、森 義明氏、裴 薫氏、石 光仁氏が監査等委員である取締役に就任した場合、各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成13年7月18日開催の定時株主総会において、年額1億2千万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の枠に関する定めにて代えて、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額1億2千万円以内と定めること、ならびに各取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会によるものとさせていただきたく存じます。

なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

また、現在の取締役は5名ですが、第1号議案および第2号議案の効力が生じますと、取締役は3名となります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額1千5百万円以内と定めること、ならびに各監査等委員に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によるものとさせていただきたく存じます。

第1号議案および第3号議案の効力が生じますと、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）となります。

第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給の件

平成27年4月20日を以って、取締役を辞任された上村信太郎氏および本総会終結の時を以って退任される木川守永、石川勝久の各氏に対し、それぞれ在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役会に、ご一任願いたいと存じます。退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
上村信太郎	平成17年7月 当社取締役 平成27年4月 退任
木川守永	平成24年7月 当社取締役（現任）
石川勝久	平成24年7月 当社取締役（現任）

また、当社は、平成27年6月2日開催の取締役会において、経営改革の一環として、本総会終結の時を以って取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第2号議案および第3号議案を原案通りご承認いただくことを条件とし重任される取締役3名および在任中の監査役1名に対し、それぞれ就任時から本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において贈呈いたしたく存じます。

なお、その贈呈の時期は、取締役および監査役を退任する時とし、その具体的な金額、贈呈の方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査等委員である取締役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は次のとおりであります。

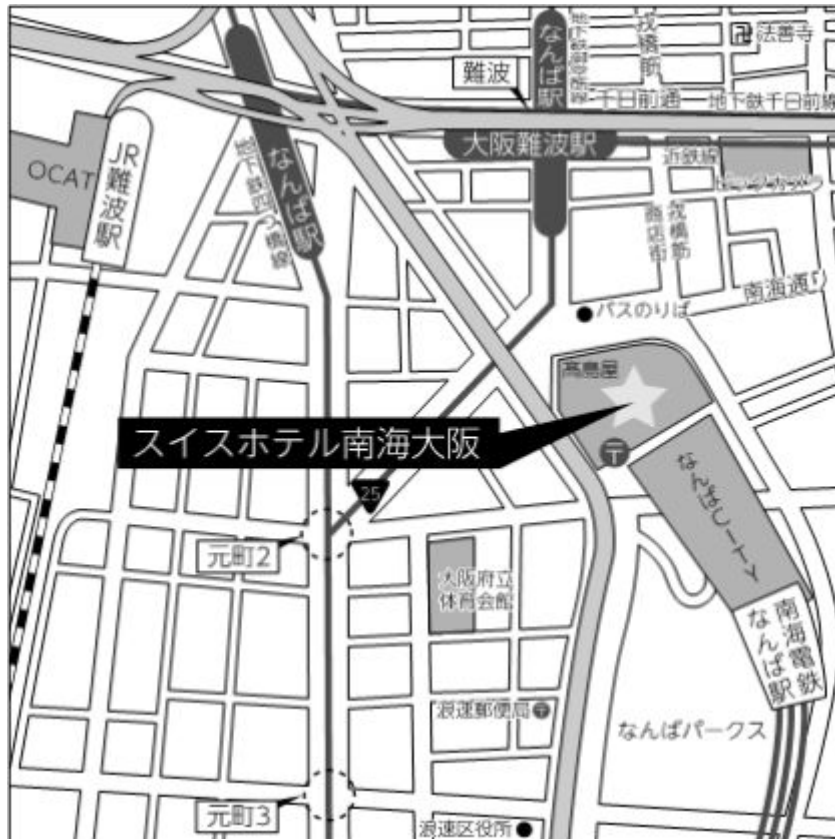
氏名	略歴
三浦基和	昭和50年12月 当社専務取締役 昭和57年7月 当社代表取締役社長 平成27年4月 当社代表取締役会長（現任）
藤田武敏	平成19年7月 当社取締役 平成25年10月 当社専務取締役 平成27年4月 当社代表取締役社長（現任）
岡光正範	平成23年7月 当社取締役 平成26年6月 当社常務取締役（現任）
森義明	平成17年7月 当社常勤監査役（現任）

以上

株主総会会場ご案内

会 場 大阪市中央区難波5丁目1番60号
スイスホテル南海大阪 8階「白鳥」の間
電話 06-6646-1111 (代表)

交 通 南海電鉄なんば駅直結。(3階改札口より専用エスカレーター有)
地下鉄御堂筋線・四つ橋線・千日前線なんば駅、
近鉄線・阪神なんば線 大阪難波駅4番、5番出口 徒歩3分
(駐車場の用意はいたしておりませんので、
お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。)



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。